（№　L-2018-009）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2018年　12月　13日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 件　　名　[新規]適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設） | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  消費税軽減税率制度の実施に伴い、適格請求書等保存方式の導入を受けて、適格請求書発行事業者の登録番号について、以下のとおり新設することを要求する。  (1) 改訂対象  [新規]適格請求書発行事業者登録番号  (2) 改訂内容  以下のとおり変更する。  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.7 請負契約外請求／請求確認メッセージ、請求／請求確認メッセージ、立替金報告／確認メッセージ＞（見積依頼／回答メッセージ、確定注文／注文請けメッセージについては検討中。）   |  |  | | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  （記載なし） | | 変更後 | ＜本文＞   |  | | --- | | [新規]適格請求書発行事業者登録番号  　税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」の登録番号 |   ・法人事業者の場合：”T”＋法人番号（13桁）の計14桁。  ・個人事業主の場合：個人事業主に付番される番号　*←正式名称は未定。*  （注1）「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された13桁（チェックデジットを含む）の番号。  （注2）「個人事業主に付番される番号」は、個人事業主に対して国税庁（未定）により付番される個人事業主を特定するための番号。　*←正式な付番ルール等は未定。*  ・請負契約外請求／請求確認メッセージおよび請求／請求確認メッセージでは、受注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。  ・立替金報告／確認メッセージでは、発注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。 | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  平成 35 年 10 月１日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。  この適格請求書には、適格請求書発行事業者の名称や「登録番号」などを記載する必要がある。この登録番号を「Ｔ＋法人番号」（適格請求書発行事業者が法人番号を有する場合）、または、個人事業主に新たに付番予定の番号とすることが定められたことを受けて、新設する必要が生じた。  【既存ユーザ等への影響】  消費税軽減税率制度の施行に伴う改訂となるため、すべてのユーザにおいて対応が必須となる。 |

（№　L-2018-009）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2019年2月■日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  [新規]適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）。 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ | 類似項目に、「法人番号・事業所コード」があるが、類似項目との違いは明確である。 |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | インボイス制度への対応が必要な場合には、制度施行に合わせて改修する必要があり、即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |